

MY企業年金通信

No. 2017-03

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【制度関連】確定給付企業年金のガバナンス	厚年基金	DB	DC	その他

ポイント

2017 年 6 月 30 日に開催された第 19 回社会保障審議会企業年金部会（以下、「企業年金部会」といいます）にて、確定給付企業年金のガバナンス（資産運用ルール等の見直し、加入者等への説明・開示その他等）について事務局案が提示されましたので、内容について説明いたします。

図表等は第 19 回社会保障審議会企業年金部会資料「確定給付企業年金のガバナンスについて」をもとに作成しています。

1. 背景・経緯

企業年金部会では、2015 年 1 月 16 日に開催された第 15 回企業年金部会にて、「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を行ないました。同整理では、企業年金制度が長期にわたり適切に運営されるため、①組織・行為準則、②監査、③資産運用ルール、④加入者への情報開示、の各項目について制度を健全に運営するための体制の整備等（企業年金のガバナンスの確保）が行なわれることが必要であるとされました。

これまでの確定給付企業年金（以下、「DB」といいます）のガバナンスの議論の中では、企業年金基金の名称について、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない等の整理がなされ、「企業年金基金の名称の審査基準に係る改正」として 2016 年 8 月 1 日付で既に措置されております。

今回、約 1 年ぶりに開催された第 19 回企業年金部会では、「資産運用ルールの見直し」および「総合型 DB 基金のガバナンス強化」等について、これまでの企業年金部会での議論を踏まえた事務局案が提示され、各委員から様々な意見・要望が出されましたが、方向性が承認されましたので、内容についてご紹介いたします。

なお、今後、委員からの意見・要望等を盛り込んだ修正案の検討が進められる模様です。

2. 資産運用について

(1) 資産運用ルール等に関する企業年金部会の議論

DBの資産運用ルールについては、次の整理が行なわれました。

- ・資産運用委員会の設置をより促進するとともに、専門家を含めること等につき明確にすべき。
- ・同じ確定給付型の仕組みである厚生年金基金の資産運用ルールを参考に一定の見直しを行なうべき。

(2) 運用の基本方針、政策的資産構成割合の策定

運用の基本方針および政策的資産構成割合の策定については、次のとおりとすることが提案されました。

提案内容	現行ルール
全てのDBにおいて運用の基本方針及び政策的資産構成割合の策定を義務付ける(※1)こととしてはどうか ※1: 運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、その旨を規約に定めた上で承認を受ける受託保証型確定給付企業年金を除く	運用の基本方針については、小規模DBに策定義務はなく(※2)、また政策的資産構成割合の策定については努力義務とされている ※2: ①加入者の数が300人未満かつ資産の額が3億円未満の規約型DB(リスク分担型企業年金及び実績連動キャッシュバランスを除く)、②受託保証型確定給付企業年金を除く

(3) 資産運用ガイドラインの見直し

資産運用ガイドラインは、現行法のもとで資産運用関係者に課されている善管注意義務、忠実義務について、業務を行なう場面を想定して具体的な行動指針を記述したもので、厚生年金基金については、2012年の厚生年金基金等有識者会議報告書における指摘(①受託者責任の明確化、②基金の資産運用管理体制の強化、③外部専門家等による支援体制の強化等)を受け、2012年9月に厚生年金基金ガイドライン改訂が行なわれています。DBガイドライン(※3)については、2002年の制定後、2007年の一部改正(※4)はあったものの実質的な変更は行なわれておらず、今般、厚生年金基金の資産運用ルールを参考に一定の見直しを行なうこととなったものです。

※3:「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(平成14年3月29日年発第03290009号)

※4:証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第66号)及び郵政民営化法(平成17年法律第97号)の施行に伴う一部改正

資産運用ガイドラインについては、次のとおりとすることが提案されました。

項目	提案内容
資産運用委員会	資産規模100億円以上のDBに資産運用委員会の設置を義務づける
分散投資	分散投資の重要性等に鑑み、分散投資を行なわない場合には基本方針への記載及び加入員への周知を求めるとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定めることとする
オルタナティブ投資	オルタナティブ投資について、注意喚起を促す意味からも、運用の基本方針の節に新たに項目を設けて、運用の基本方針にその位置づけ等を記載し、運用機関の選任及び商品選択等についての留意事項を示す
運用受託機関の選任・評価	厚生基金ガイドラインに記載されている事例を追加するほか、「内部統制の保証報告書」、「投資パフォーマンス基準(GIPS)」を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目の一つとして例示する
運用コンサルタント	運用コンサルタント会社の信頼性及び中立・公正性を担保する観点から、運用コンサルタントは金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認することとする

項目	提案内容
代議員会への報告・周知事項	厚年基金ガイドラインでは、ガバナンスや情報開示の観点から、資産運用に関して運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告するとともに、資産運用委員会の議事記録を保存し、議事概要を加入員に周知することとされた。DB のガイドラインでも、規約型の DB があることに留意しつつ、同様の見直しを行なう
スチュワードシップ責任・ESG	スチュワードシップ・コードの受け入れや取り組み、ESG（※5）に対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討すること、スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に、利益相反についての明確な方針の策定などの取り組みを求めること、運用機関からのスチュワードシップ活動報告を受けること、当該報告を代議員会への報告・加入者等への周知事項に加えることが望ましい旨を記載する ※5：長期投資において、投資先企業が持続可能な社会の維持・実現の観点から環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に配慮した経営を行っているかどうかを判断要素とする考え方

3. 加入者等への説明・開示その他

加入者等への説明・開示その他については、現状の DB の業務概況の周知の内容について分析したうえで、「DB の業務概況の周知の内容を見ると、年金制度を理解する上で必要なものが網羅されているといえるのではないか。」と評価しています。

そのうえで、次の工夫を確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインに盛り込むことを提案しています。

提案内容
・積立金の積立てや資産の構成割合については、DB 全体との比較を可能とする等の工夫を行なうことで、当該 DB の状況がよりわかりやすくなる可能性があるのではないか ・その他、加入者等に当該企業の退職金制度の全体像及びその中での DB の位置付けが分かる資料を開示すると、加入者等の DB 制度への関心・理解が深まることが期待できるのではないか ・上記の工夫について、DB を実施する事業主又は基金に対し呼びかけるため、ガイドラインに加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい旨を盛り込んでどうか

4. 総合型 DB 基金への対応

総合型 DB 基金への対応については、「代議員の選任のあり方」と「総合型 DB における会計の正確性の確保」について対応が整理されました。

（1）代議員の選任のあり方

次の要件を満たさない総合型 DB に対して、代議員規制を適用することを提案しています。

代議員規制を適用しない要件	
「基金の設立事業主の 9 割以上が所属する当該 DB と異なる組織体であって、次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当するものが存在する場合」には代議員規制を適用しない	
（ア）	当該組織体は、その構成員である事業主に対して総合型 DB 基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる
（イ）	総合型 DB 基金における方針決定の手續に先だって、当該組織体は、総合型 DB 基金の方針（総合型 DB 基金の実施及び解散、給付設計、掛金及び資産運用に関する方針）を組織決定している
（ウ）	当該組織体は、総合型 DB 基金の運営状況について定期的（四半期に 1 回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規定・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる

代議員規制の内容は次のとおりです。

代議員規制の内容
・選定代議員の数は事業主の数の 10 分の 1（事業主の数が 500 を超える場合は 50）以上とする（※6） ※6：選定代議員と互選代議員は同数とされています ・選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行なうこととし、選定の方法は①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する、②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する、③事業主が選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任する、のいずれかとし、各事業主が少なくとも①又は②を選択できるものとする

（２）総合型 DB における会計の正確性の確保

資本関係等のない複数事業主設立の DB 基金では、自らの拠出分が他の事業所分と混在するため、各事業所では基金全体の会計の正確性の確認が困難であることが、総合型 DB 基金における会計の正確性に関する問題点としてあげられています。同問題点を受け、資本関係や人的関係がない複数事業主で設立されている総合型 DB のうち、年金経理の貸借対照表の資産総額が 20 億円超の企業年金基金について、会計監査又は公認会計士による合意された手続（AUP）（※7）を受けることが提案されました。

※7：公認会計士と依頼者の間で、確認する具体的な事項とその方法について合意し、その結果得られた事実についてのみ報告を行なう。比較的安価で実施できる。

それ以外の総合型 DB 基金については、将来の会計監査等の導入を見据えて内部統制の向上を図るため、専門家（公認会計士・年金数理人等）による支援を受けることが望ましいとしてはどうかとされています。

総合型 DB 基金における公認会計士による合意された手続（AUP）

導入スケジュール（イメージ）

	2017年度	2018年度	2019年度
企業年金部会	議論		
公認会計士協会		AUPに関する実務指針の検討・作成※	
厚生労働省	AUPの チェック 項目の 検討・ 作成	通知等 の整備	AUP実施
総合型DB基金		導入準備	

※：厚生労働省及び総合型DB基金関係者も参画・協力することを想定

5. 最後に

DB のガバナンスについては、多くの DB 実施事業主等に影響が出てくる内容となっておりますので、今後も企業年金部会等の動向に応じ、適宜情報提供させていただきます。

以 上